

福島県パートナーシップ制度と連携して利用できる・しやすくなる行政サービス」

市町村名	No.	制度・サービス名	内容	受理証明書等の提示等		問い合わせ先		備考
				必要	不要	担当課	電話番号	
石川町	1	石川町結婚新生活支援事業補助金	パートナーシップ制度受理証明書の提示により、申請することができる。	○		企画商工課	0247-26-9111	
石川町	2	石川町移住支援金	パートナーシップ制度受理証明書の提示により、申請することができる。	○		企画商工課	0247-26-9111	
石川町	3	罹災証明書の申請	同一世帯であれば、パートナーも申請、受領することができる。		○	税務課	0247-26-9119	★
石川町	4	住民票の続柄の変更	同一世帯の場合、続柄を「同居人」または「縁故者」から選択することができる。	○		町民課	0247-26-9120	
石川町	5	災害見舞金の給付	パートナーも給付対象者になることができる。	○		保健福祉課	0247-26-9123	
石川町	6	介護保険の各種申請	パートナーも申請手続きができる。		○	保健福祉課	0247-26-9124	★
石川町	7	母子健康手帳の交付申請	パートナーも代理申請、受領ができる。	○		保健福祉課	0247-26-8416	
石川町	8	町営住宅への入居	同居できる対象にパートナーも含めることができる。		○	都市建設課	0247-26-9131	★
石川町	9	児童クラブの利用申込	パートナーも申込手続きができる。		○	教育課	0247-26-0811	
石川町	10	就学援助の申請	同一世帯の場合、パートナーも申請手続きができる。		○	教育課	0247-26-9135	
石川町	11	保育施設の利用申込	パートナーも保育給付認定や保育の提供の申請ができる。		○	教育課	0247-26-0811	
石川町	12	犯罪被害者等支援	パートナーシップ制度受理証明書の提示により、犯罪被害者等に対する見舞金・転居費用助成金を申請することができる。	○		防災環境課	0247-26-9127	

※ 備考欄の「★」は、これまで利用できたサービスです。